

社会福祉法人 仁和会 役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 仁和会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下役員等という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 役員等は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 報酬は現金又は銀行振込で支給する。

（報酬の額）

第3条 報酬の額は、別表1に定める金額範囲内とする。

（支給日）

第3条 報酬の支給日は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の開催日及び監事による監査及び入札立会日。振込の場合は毎月25日（銀行休業日はその前日）に準ずるものとする。

（改正）

第5条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年11月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月18日より施行する。

別表 1

名 称	報酬額	費用弁償
理 事	日額 4,000 円	実費額。 自家用車の場合 2,000 円
監 事		
評議員		
評議員選任・解任委員会		